目次 Ａ【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:食品表示基準第15次改正について
Ｂ【シリーズ】 食品表示案内 第36講 個別
：パン類の表示について
Ｃ【コラム】 ちょっと深く、考える
：ズワイガニとオオズワイガニの関係について

Copyright© 2012 こう食品法令. All Rights Reserved.

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第15次改正 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第34号）が令和8年4月1日に公示され、同日4月1日に施行されました。
◆また、上記改正に合わせ同日の4月1日に、いわゆる次長通知「食品表示基準について」が第40次改正され、また、「食品表示基準Ｑ＆Ａ」が第22次改正されています。

■主たる改正内容（基準）

（1）個別品目ごとの表示

「個別品目ごとの表示ルール」について、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討の結果（令和7年1月以降に議論された項目）を踏まえた所要の改正。
（令和8年4月1日施行　経過措置令和12年3月31日まで猶予期間4年間）

（2）食物アレルギー表示

医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「カシューナッツ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。
（令和8年4月1日施行　経過措置：令和10年3月31日まで 猶予期間2年）
▲特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」を追加（次長通知）

猶予期間の注意点：上記（2）では、令和10年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、改正後の食品表示基準別表第14の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。輸入品と業務用製品は製造日が最終日でないことに注意しtください。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはＰａｇｅ１-2（会員）で記載しています。

Copyright© 2012 こう食品法令. All Rights Reserved.

第３６講　パン類の表示について　【個別】

■パン類の表示

パン類につきましては、食品の定義と表示事項については名称、原材料名、内容量が規定されています。今回の見直しで、定義は語句を一部修正して現状維持、名称は定義に合わせ現状維持、原材料名と内容量は横断的な基準に合わせる食品表示懇談会の方針に従い廃止されました。

■定義

パン類の定義は、第一に、小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの、又はこれらに水、食塩、ぶどう等を加えたものをねり合わせ、発酵させたものをパン生地として焼いたものであって、水分が 10%以上のもの、

第二に、パン生地にあん、クリーム、ジャム類等を包み込み若しくは折り込んで焼いたものであって、こちらも焼かれたパン生地の水分が 10%以上のもの、

第三に、一にあん、ケーキ類、ジャム類、チョコレート等をクリーム状に加工したものを詰め、若しくは挟み込んだり、又は塗布したりしたもの をパン類として定義しています。

次に、食パンとして、一又は二に規定するもののうち、パン生地を食パン型に入れて焼いたものを食パンとし、二に規定するもののうち食パン以外のもの及び三に規定するものを菓子パン、一に規定するものであって食パン以外のものをその他のパンと定義がされています。

以上の個別ルール以外に、横断ルール上の名称として、サンドウイツチ、ハンバーガー等の調理パン、ソーセージロール等の惣菜パンがあります。イーストドーナツやカレーパン揚げたドーナツ、蒸しパン等の蒸した和生菓子があります。

■名称

食パンにあっては食パンと、菓子パンにあっては菓子パンと、その他のパンにあってはパンと表示することになっております。ただし、その他のパンのうちカットしたものについてはカットパンと表示することができます。

※続きはＰａｇｅ２-２（会員）で記載しています。

Copyright© 2012 こう食品法令. All Rights Reserved.

コラム【ちょっと深く、考える】

ズワイガニとオオズワイガニの関係について

■　地理的表示保護制度（GI）」に登録されている高級ブランドの越前ガニに代表される本ズワイガニの標準和名「ズワイガニ」の名称に対して、ズワイガニと種の異なる「ベニズワイガニ」「オオズワイガニ」「トゲズワイガニ」にズワイガニと混同する名称を表示して販売することはできません。ただし、オオズワイガニは「ｽﾞﾜｲｶﾞﾆ(ﾊﾞﾙﾀﾞｲ種)」と表示できます。

▼魚介類の名称（一般ルール）

魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、消費者の商品選択に際し種名は重要な情報となることから、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称、標準和名を基本に表示します。 種に応じて、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている名称があれば、この名称を表示することができます。

▼他品種の他、ズワイガニにおいても、これらの地方名による表示ができる範囲は、それが一般に理解される地域となります。それ以外の地域では、標準和名の併記が必要です。 例として、石川県産のズワイガニのメスガニ（香箱ガニ)を、その名称がよく知られていない地域で販売する場合に、香箱ガニという表示を行いたい場合は、「ずわいがに(香箱ガニ)」や「香箱ガニ（ずわいがに）」等と表示することになります。

消費者庁HPの情報から作成

※　解説はＰａｇｅ３-２（会員）で記載しています。

Copyright© 2012 こう食品法令. All Rights Reserved.

（編集後記） 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員（月にコーヒー1杯の価格相当分です）の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2026年（令和8年）も実務に役立つ基本となる情報を発信して参ります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2026年 4号】

・・・だが、全般的な原則の展望の点でかなり進歩を示した人々でも、全体系の輪郭は、原則的な形で、記憶しておくべきである。なぜかというに、われわれは総括的な把握をこそしばしば必要とするのであって、部分的なそれは、さほど必要ではないからである。
（エピクロス（教説と手紙）出、岩嵜訳））

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。

Copyright© 2012 こう食品法令. All Rights Reserved.